

07 指導・監査について

指導・監査等の種類

①法人指導・監査	監督行政庁が実施
②施設指導・監査	施設に対し、福祉総務課が実施
③事業指導・監査	事業所に対し、 障害保健福祉課 が実施
④業務管理体制の整備に関する指導・監査	監督行政庁（業務管理体制の届出先行政機関）が実施

1 障害福祉サービス事業者等の責務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第42条、第51条の22又は児童福祉法第21条の5の18、第24条の11、第24条の30に規定されています。

(1) 障害児・者の立場に立ったサービスの提供
指定事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(2) サービスの質の評価と向上

障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

(3) 障害児・者の人格尊重と職務遂行

障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法、児童福祉法又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 指導（実地指導、集団指導、書面指導）

自立支援給付制度に関する周知及び理解、サービスの質の確保・向上、不適正な報酬請求の防止等を目的に実施。指導において悪質なケースが発覚した場合、その場で監査に切り替えます。

- （1）実地指導：「08 実地指導について」を参照**
- （2）集団指導：年1回、全ての事業者を対象に実施**
- （3）書面指導：必要に応じ実施**

(4) その他：事業所への訪問指導

- ・新規開設の事業所への訪問

新規開設後、適宜事業所を訪問します。

※状況により実施しないこともあります。

- ・随時の訪問

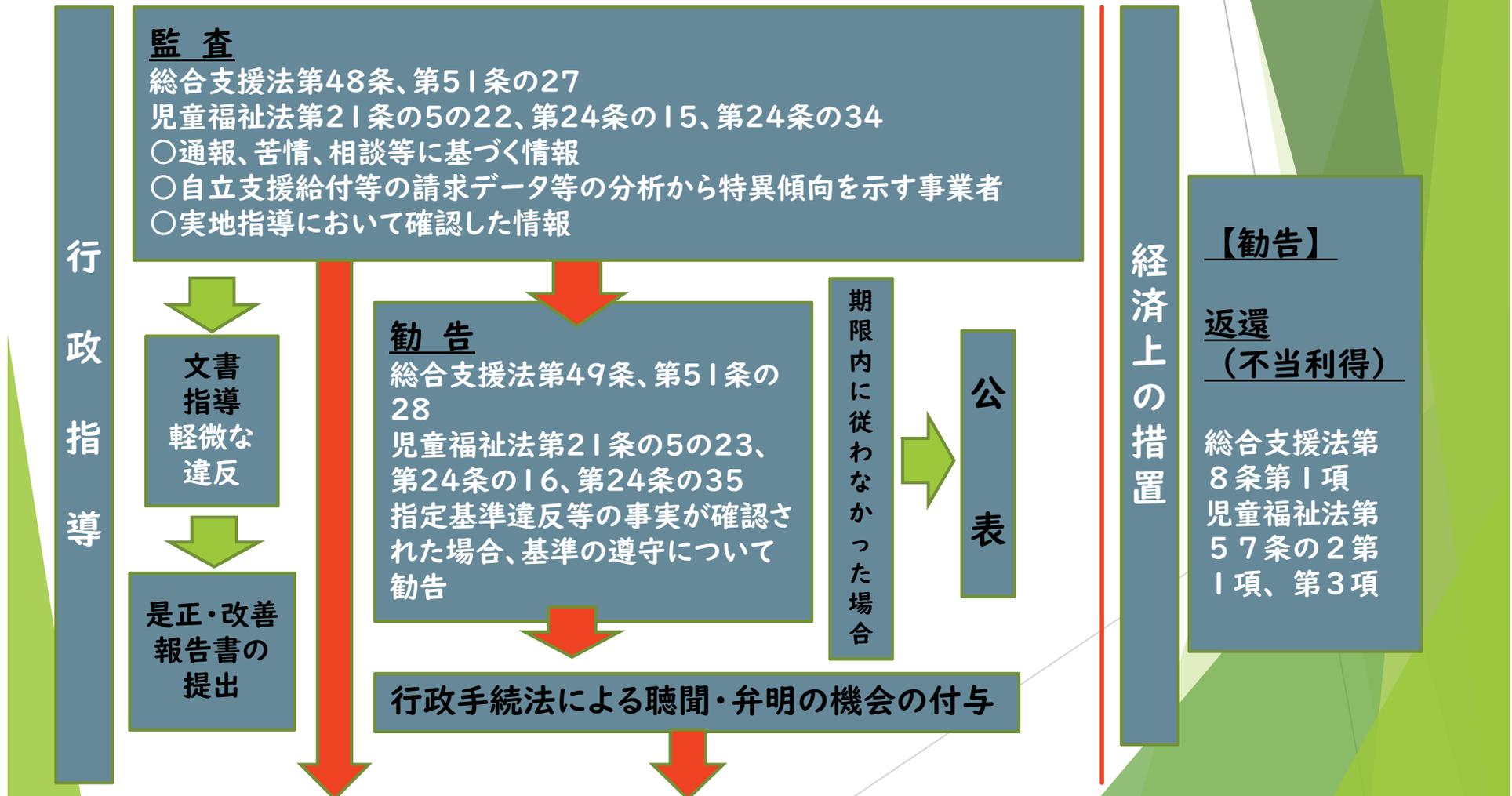
事業所の運営状況を確認するため、随時、訪問します。

なお、訪問は、事前予告なく実施しています。

その際は、関係書類の確認と現場の職員から運営状況等を確認します。

3 監査

不適切な運営又は報酬の不適正な支払いの早期停止を目的とし、通報、苦情相談などの各種情報から指定基準違反又は不正請求が疑われる場合等に実施します。監査の結果、勧告、命令、指定の効力停止、指定取消しを行う場合があります。



行政処分

命令

総合支援法第49条、第51条の28
児童福祉法第21条の5の23、第24条の16、第24条の35
正当な理由がなく、勧告に係る措置を取らなかった場合に、期限を定めて、勧告に係る措置を取ることを命令

公示

行政手続法による聴聞・弁明の機会の付与

効力の停止

総合支援法第50条、第51条の29
児童福祉法第21条の5の24、第24条の17、第24条の36
期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止する。(条文は指定取消と同じ)

指定取消

総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号若しくは第51条の29第1項各号
児童福祉法21条の5の24第1項各号若しくは第24条の17第1項各号、第24条の36第1項各号いずれかに該当する場合

公示

経済上の措置

【命令・指定取消】

返還金+加算金(40/100)

総合支援法第8条第2項
児童福祉法第57条の2第2項、第5項

4 令和6年度 指導スケジュール（予定）

【 4月 】 指導方針等の制定

令和6年度浜松市障害福祉サービス事業者等指導方針案は、報酬改定に伴うもの、過去の指導において指摘が多かった事項等を踏まえ策定する予定です。

なお、重点指導事項は、4月下旬に市ホームページに掲載し、メールにてお知らせしますのでご確認ください。

【 8～2月頃 】 実地指導

- ・ 事業者への実施通知は、**指導日の前々月の月末に通知**
- ・ 指導資料の提出は、**指導日の前月の20日まで**（通知により指示）
- ・ 事業者への指導結果通知は、指導日の翌月に開催される指導監査委員会承認後に各事業者へに通知

【 3月 】 集団指導(事業者説明会)